

企業誘致に係る制度について

自治体名	国上市	八王子市	亀山市
根拠条例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国上市企業誘致促進条例(平成20年11月1日施行)</li> <li>・国上市企業誘致基本方針(平成20年10月作成)</li> <li>・国上市企業誘致実施方針(平成20年10月作成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八王子市いきいき企業支援条例(平成19年1月改正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亀山市産業振興条例(平成17年1月11日施行)</li> </ul>
奨励金の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>①まちづくり協力金</li> <li>②利子補給金</li> <li>③企業立地協力金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①立地促進奨励金</li> <li>②貸し施設設置奨励金</li> <li>③産業系用地確保奨励金</li> </ul>	立地企業への奨励措置
奨励制度の概要	<p>市内に事業所の新設・増設・移設をした場合</p> <p>①まちづくり協力金 新設又は増設した事業施設の固定資産税・都市計画税相当額を最長5年間、最大80%(上限1億円)、事業開始の翌年度より、指定ランクに応じて助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Aランク: 固定資産税等の納税額の80%－5年間</li> <li>・Bランク: 〃 納税額の60%－5年間</li> <li>・Cランク: 〃 納税額の50%－4年間</li> <li>・Dランク: 〃 納税額の50%－3年間</li> <li>・Eランク: 〃 納税額の20%－3年間</li> </ul> <p>※ 指定ランクとは、企業誘致の目的への整合性、期待される経済効果、環境負荷の大小、雇用効果などは、誘致する企業によって様々なケースが考えられるため、指定する企業をA～Eの5段階に分類し、そのランクによって協力金等の交付額、交付期間などを決定する。</p> <p>※ ランク指定の評価項目は、①優良性、②経済性、③市民生活影響度、④経営体力、⑤地域経済貢献度、⑥過去における市への貢献度(市内企業の場合)とし、審査により決定する。</p> <p>②利子補給金 立地の際の借入金の利子に対して、新設又は増設した事業施設に対する固定資産税・都市計画税相当額の最大20%を、事業開始の翌年度より、5年間を上限として助成する。</p> <p>①と②の併用により、最大で固定資産税・都市計画税相当額を全額助成する。</p> <p>③企業立地協力金 上記①、②に該当する企業に事業用地や事業用建物を賃貸した場合、その土地又は建物に対する固定資産税・都市計画税相当額の20%～80%(上限5千万円)を、事業開始の翌年度より、5年間を上限として助成する。</p>	<p>本制度は、戦略的に重点産業として位置付けている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ものづくり産業</li> <li>・商業</li> <li>・物流系産業</li> <li>・事務所</li> </ul> <p>を対象とし、これらの分野ごとに指定している「企業立地促進地域」内で、次の項目に該当する法人・個人が奨励金の交付対象である。</p> <p>①施設を設置し、自ら事業を営む者(事業者) ものづくり産業、商業、物流系産業、事務所の施設を新たに設置(建築、購入、賃借)して事業を営む事業者で、要件(固定資産評価額及び常用雇用者数等)を満たした場合、『立地促進奨励金』が交付される。</p> <p>②事業者に貸すための施設を建設・購入する者(貸し施設設置者) 新たに施設を建築又は購入し、ものづくり産業、商業、物流系産業、事務所の事業者に賃貸した場合、建物設置者(貸し施設設置者)に『貸し施設設置奨励金』が交付される。</p> <p>③事業者又は貸し施設設置者に土地を譲渡する者(産業系用地譲渡者) ものづくり産業又は物流系産業の事業者、貸し施設設置者に1,000㎡以上の土地を譲渡した方に、土地に係る固定資産税・都市計画税(前年分)が『産業系用地確保奨励金』として交付される。(ただし、工業専用地域など、住宅が建築できない地域は除く。)</p>	<p>立地等に係る事業者が次に掲げる事業に供されているものを対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 物品の製造に係る事業で規則で定めるもの</li> <li>② 物流機能を有する保管施設事業</li> <li>③ その他規則で定める事業</li> </ul> <p>①と③の事業を行う場合は、施設の固定資産税相当額の50/100と土地取得価額相当額の10/100×1/3を合わせた額(上限1億円)を3年間交付する。(投下資産総額と新規雇用者等の基準あり)</p> <p>②の事業を行う場合は、施設の固定資産税相当額の50/100の額(上限1億円)を3年間交付する。(投下資産総額と新規雇用者等の基準あり)</p> <p>③投下資産総額200億円以上、新規雇用者100人以上で、施設を新設、増設した場合、施設の固定資産税相当額の70/100の額(上限2億円)を5年間交付する。</p> <p>④投下資産総額600億円以上、新規雇用者300人以上で、施設を新設した場合、施設の固定資産税相当額の90/100の額(上限9億円)を5年間交付する。</p> <p>※シャープの亀山工場は、④に該当し、5年間で45億円を補助されている。</p>

要件	<p>対象となる企業の主な要件</p> <p>○区域:産業誘導地区内に事業施設を新設又は増設すること。</p> <p>○業種:製造業、情報通信業・学術研究機関・従業員が常時100人以上である卸売業など。</p> <p>○分野:文学・芸術・教育関連、学術・商品開発研究関連・生活文化関連、情報・通信関連、新製造技術関連、スポーツ・健康関連、縫製・ファッション関連、新エネルギー・省エネルギー関連、バイオテクノロジー関連。</p> <p>○規模:事業用地の面積1,000㎡(500㎡)以上であるか、事業用地を除く投下固定資産額が2億円(1億円)以上であること、</p> <p>○雇用:常時雇用者が20人(10人)以上であるか、雇用者総数が50人(30人)以上であること。</p> <p>※ 産業誘導地区とは、都市計画法上の用途地域のうち、準工業地域、商業地域、近隣商業地域、第1種・第2種住居地域、第2種中高層住居専用地域であり、この用途地域内に立地する企業が対象である。</p> <p>※ ( )内は、中小企業の場合である。</p>	<p>○ 奨励金の交付には、基準以上の投下固定資産評価額(取得価格ではない。)、常用雇用者数を満たしていることが必要であり、店舗や事務所などは面積用件が付加される場合がある。</p> <p>○ 対象分野ごとに「企業立地促進地域」を指定している。  ・ものづくり産業:北八王子工業団地を初めとする市内の工業団地、多摩ニュータウン・八王子ニュータウンの業務用地、圏央道八王子北IC周辺地区、中央道八王子IC周辺地区、戸吹地区、その他の工業・準工業地域(第2種特別工業地区を除く)</p> <p>・商業:中心市街地地区、南大沢センター地区、八王子みなみ野駅周辺地区、圏央道八王子北IC周辺地区、中央道八王子IC周辺地区</p> <p>・物流系産業:北八王子工業団地及び北野工業団地周辺地区、中央道八王子IC準工業地区、多摩ニュータウン・八王子ニュータウンの業務用地、圏央道八王子北IC周辺地区、中央道八王子IC周辺地区、戸吹地区</p> <p>・事務所:中心市街地地区、南大沢センター地区、八王子ニュータウン地区、中央道八王子IC周辺地区</p>	<p>○対象事業:物品の製造に係る事業、物流機能を有する保管施設事業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業、エンジニアリング業、研究開発支援検査分析業、その他市長が認める事業</p> <p>○奨励措置の対象施設:新設、増設又は移設を行う事業所に係る土地、建物、償却資産(奨励措置指定施設として市が指定したもの)</p> <p>○対象地域:工場立地法により作成された工場立地調査簿に記載の工場適地、都市計画法上の用途地域のうち、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市長が特に適当であると認める地域</p>
その他	<p>国立市誘致企業審査委員会  指定に関する事項(企業誘致促進事業による支援を受けるためには市の指定を受ける必要がある)やその他企業誘致促進事業に関する事項を審査するため、国立市誘致企業審査委員会を設置している。</p> <p>国立市企業誘致促進アドバイザーグループ  市が進める企業誘致促進事業の手法や実績を第三者機関により分析し、より効果的な手法を検討するため、市内関係有識者で構成する企業誘致促進アドバイザーグループを設置している。</p>	<p>企業立地サポートネット  市内の宅地建物取引業者約60社との協働により、事業用地や事業用建物についての情報を提供する「企業立地サポートネット(正式名称:事業用地等情報ネットワーク事業)」をつくっている。対象となる情報は、ものづくり産業(工場等)、商業(小売店舗)、物流系産業(配送センター等)、事務所です。</p>	<p>上記の奨励措置のほか、三重県の誘致により立地した企業については、基幹産業立地促進補助金、バレー構想先端産業等立地促進補助金、研究開発施設等立地促進補助金、産業集積促進補助金が交付されます。</p> <p>※シャープの亀山工場は、「産業集積促進補助金」に該当し、15年間に分割して90億円を補助されている。</p>
開始年等	平成20年11月からスタート	<p>・平成16年からスタート</p> <p>・平成19年から、更に充実してパワーアップ(平成21年3月末まで)</p>	適用期間は、平成29年3月末まで